



国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（1月1日～12月31日までに納付した国民年金保険料が対象）

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、控除証明書が来月の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

詳しくは、徳島南年金事務所（☎088・652・3114 / FAX 088・654・0219）まで。

年金の予約相談の申込は「ねんきんダイヤル」へ

全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。ご予約いただくと、お客様の都合に合わせて、スムーズに相談できます。

【予約相談の申込先】

「ねんきんダイヤル」

☎0570・05・1165

（受付時間：平日午前8時30分～午後4時）

※ご連絡の際は、基礎年金番号がわかる年金手帳または年金証書を準備ください。

「ねんきんネット」をご存知ですか？

「ねんきんネット」とは、インターネットで年金加入記録を確認することができるサービスのことで、日本年金機構のホームページからご利用できます。

インターネット環境が無い場合

市健康増進課年金担当窓口（市役所1階ロビー）でも年金加入記録を確認することができます。

【必要なもの】

◎基礎年金番号または照会番号

◎公的機関が発行した本人確認書類（顔写真付きの場合）は1種類、顔写真が無い場合は2種類必要

【お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当

（市役所1階ロビー）

☎32・4120 / FAX 3

5・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

子供・若者育成支援事業に参加・協力を！

内閣府は11月を「子供・若者育成支援強調月間」支えよう輝くひとの夢みらい」と定め、期間中に子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施し、国民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとしています。その趣旨を踏まえ、本市においても次の事業を予定しています。

街頭キャンペーン活動

【日程】11月8日(火)

◆市教育委員会玄関前

【時間】午後1時30分から

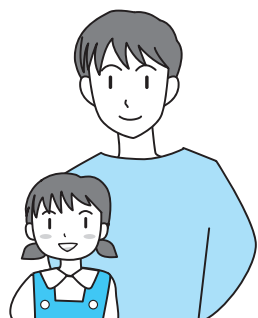
◆ルピア&キョーエイ入口前

【時間】午後2時頃から

【お問い合わせ先】

青少年育成小松島市民会議

（☎32・1398）



第5回人権教育学級を開催します

どなたでも受講できますので、ぜひご参加ください。

【日時】11月11日(金)

午後2時～4時

（受付は午後1時30分～）

【場所】市保健センター

2階多目的室

【テーマ】「同和問題」

【講師】阿南市柳島隣保館館長

笹川 忠博さん

※当日、要約筆記を準備しています。

※小さなお子様連れの方にご利用いただくための部屋も用意しています。

・講演の様子をテレビで見ることができます。

・小さなお子様向けのビデオも上映しています。

・授乳にもご利用いただけます

が、授乳のためのミルク・お湯などは各自でご用意ください。

【お問い合わせ先】

市人権推進課（教育庁舎1階）

☎32・3814 / FAX 333・3525

Mail:jinkenkyouiku@city.komatsushima.tokushima.jp

omatsushima.tokushima.jp